

## 文書料紙の縦半外折とその封式について

池田 寿

はじめに

文書発給時において、文書料紙をどのように折り畳むのか、またその折り畳まれた文書に対してどのような封をおこなうのか、というような文書そのものの形態論に関する論考は、かつて相田二郎氏による『日本の古文書』における原本を素材にした基礎的な検討があり、近年では上杉家文書の修理において明らかにした折り方の考察などがあるものの、文書の個別具体的な折り方や封式に関する基礎的な情報を体系的に提供するまでには至っていないのが現状ではなからうか。

古文書の形態論を展開するためには、文書の原本調査が不可欠であるものの、その原本調査に参加できる機会は稀であり、また裏打ちなどの修理の手が入っていない発給当時のうぶなままの文書の存在も限られているといえる。

こうした状況の下で、本科研「禅宗寺院文書の古文書学的研究—宗教史と史料論のはざま—」において大徳寺文書の原本調査に直接関わる機会を得ることができたので、前述の課題を具体的に考察するとともに、その数量的な情報を提示していきたい。また、論述上、文書料紙に関しても一部言及することにした。

### 一、文書料紙の折り方について—研究史のまとめ—

相田氏は、古文書の形態の一つである文書料紙の折り方として「縦紙の場合、紙面に文章を書き終へると、料紙の中央に於て豎に外側に向けて折る。

即ち書き始めからその中央の折り目までの半面と、次にその折り目から書き終り迄の半面とを背合せにして、その折り目から右即ち書き始めの方へ向つ

て折り畳むことがある。之は丁度一枚の縦紙で本紙と礼紙を背合せにして折り畳む式に整へたわけである。かかる例が室町時代から現れ、その中期以後に於ける幕府奉行人の奉書は、皆この式をとつてゐる」(『日本の古文書』上)と指摘されている。

その後、上高有氏は醍醐寺文書の实例から「真中で文面を外にして豎に二つに折り、中央の折り目から前半部分が中になるように折り畳んでゆく」折り方を「豎ノ中折」と名付け、室町時代武家文書の一大特色であると指摘した。

この「豎ノ中折」の例として、醍醐寺文書中の長禄三年十一月七日附室町幕府奉行人連署奉書のほか、応永三十三年四月二十七日附管領島山道端施行状、長禄四年八月十七日附管領細川勝元施行状を挙げている。また、朽木家古文書中の建武四年四月二十日附足利直義御判御教書などでも確認できるとし、尊氏・直義・義詮の御判御教書では枚挙に遑がないとする。

これらの武家の公文書の例から、「豎ノ中折」にともなう特徴としては、(1)料紙は本紙のみで、礼紙をともなわない。(2)本紙に封をしない。(3)封紙は「豎ノ中折封」であり、近世の朱印状に引き継がれていくことを指摘する(『初期の御内書について』「古文書研究」13)。

この他、文書料紙の折り方を論じたものが多数あるものの、以下に検討する「縦半外折」については、両氏の論考を研究史の基本に位置づけるべきものであると考える。

二、「縦半外折」と「縦半内折」

先学の指摘に基づきながら、文書料紙のうち、縦紙に関する折り方に注目しながら、仔細に大徳寺文書の原本を観察してみると、確かに縦紙を中央から縦に二つ折して、文書の文字面が表側になっている（紙背を背中合わせにしている「外折」）ものを認めることができる。また、この縦紙の折り方の手順としては、縦に外側に半分折り、次に巻き畳む前の状態は縦半折にした折り目が左側にあり、その左端から右側へ順次巻き込んでいくことも確認できる。これらの点は、相田・上島両氏の指摘された縦紙の折り方と一致するものである。

しかし、上島氏が提唱する「豎ノ中折」という呼称のみでは、縦紙を半折する方向が「中折」ということから、文字面を内側にして折られる内折という印象を強くし、正しい折り方つまり外折とは異なる結果を招いてしまいかねない。あるいは半折される方向が外側なのか、それとも内側なのかという半折の区別が判然としないように思われる。

そこで、以下の論述においては、文書料紙の折り方とその手順そのものを具体的に想定できるように「縦半外折」という呼称を新たに用いることとしたい。

こうした縦紙の折り方について、かつて拙稿「書状の折り方考」（『日本歴史』595）として紹介したことがある。その縦紙の折り方と手順とは、縦紙を縦の二つ折りにし、文字面が背中合わせになるものであったが、折り方そのものの呼称までは提示できなかった。前述の「縦半外折」と比較するならば、その折り方とその順序や様子などから「縦半内折」との呼称を与えることができると思われる。この「縦半内折」に関する具体的な考察は、今後の課題としておきたい。

三、縦半外折の具体相—正文と案文—

ここで対象とする大徳寺文書とその時代は、大徳寺の歴史を反映し、室町幕府発給文書と南北朝以降の中世文書ということになる。また、正文と案文とを分けて、縦半外折の実例を一覧表にしてみると、以下のようになる。

文書番号	和暦	文書名	署名	紙質	封紙形式	備考
175	観應元年十二月六日	足利直義御教書	目下	檀紙	なし	
176	観應元年十二月六日	足利直義御教書	目下	檀紙	なし	
186	貞治二年十二月五日	足利義詮御判御教書	目下		なし	
188	貞治三年六月十八日	足利義詮御判御教書	目下		なし	
189	貞治三年八月廿八日	足利義詮御判御教書	目下		なし	
190	貞治四年正月廿五日	足利義詮御判御教書	目下		なし	
192	貞治五年十月二日	足利義詮安堵御判御教書	目下		なし	
194	永徳三年七月廿二日	足利義満御判御教書	目下		なし	
195	嘉慶元年十二月廿三日	足利義満御判御教書	奥		なし	磨字裏花押（松田貞秀）あり
197	應永六年十一月十三日	足利義満御判御教書	目下		なし	
202	文明九年五月十五日	室町幕府奉行人連署奉書			折封	
203	文明十年十一月廿二日	室町幕府奉行人連署奉書			なし	
204	文明十六年十二月廿九日	足利義政安堵御判御教書			なし	
214	長享二年二月十九日	室町幕府奉行人連署奉書			なし	永禄九年十月二日棄破裏書あり
215	明應八年四月卅日	室町幕府奉行人連署奉書			なし	もと二三四号文書に接続、永禄九年十月二日棄破裏書あり
227	永正十四年四月三日	室町幕府奉行人連署奉書			折封	
229	大永貳年五月十六日	室町幕府奉行人連署奉書			折封	
231	天文二年十二月廿五日	室町幕府奉行人連署奉書			折封	
233	天文三年十二月六日	室町幕府奉行人連署奉書			折封	
252	天文七年十一月廿七日	細川晴元禁制			折封	
358	文和二年二月廿四日	足利義詮御判御教書	目下		なし	磨字裏花押あり、端の押紙（二御判御教書（文和二、三、廿））は、もとの文書に属したるものか、
361	文和四年十月七日	室町將軍（足利尊氏）家御教書	目下		なし	

795	786	785	773	772	706	694	694	692	658	656	573	568	545	537	536	532	532	519	518	500	488	481	480	479	399	398	396	392	391	389	
	2				3 (明應元年)八月十日	2 「明應元」八月五日		明應元年八月四日							3	1															
永正十三年五月十三日	永正八年六月卅日	永正八年六月卅日	永正七年十二月卅日	永正七年十二月卅日	永正十四年十一月九日				應安四年十月六日	貞治二年十月廿七日	天文二年十月廿五日	天文二年九月廿三日	享祿四年七月十日	大永二年八月廿八日	大永二年八月廿八日	大永八年九月廿五日	永正十一年十一月十五日	文明四年十月五日	文明四年十月五日	康曆二年四月廿一日	貞和二年九月廿日	建武二年九月廿九日	建武二年八月廿八日	建武二年八月廿八日	明德元年十月二日			應安六年四月廿七日	貞治六年十月廿二日	貞治六年八月十三日	貞治六年三月廿八日
室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町將軍(足利義滿)家御教書	足利義詮御判御教書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	足利義維奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉行狀	室町幕府律師方頭人奉書	雜訴決斷所牒	雜訴決斷所牒	雜訴決斷所牒	御教書	室町將軍(足利義滿)家御教書	室町將軍(足利義滿)家御教書	室町將軍(足利義滿)家御教書	足利義詮御判御教書	足利義詮御判御教書	足利義詮御判御教書	
										目下	目下														目下	目下	目下	目下	目下	目下	
	折封	折封	折封	折封	折封	折封	折封	折封							折封	折封	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
															異筆「十九」																差出に押紙「武衛」あり

2771	2715	2714	2658	1944	1831	1827	1650	1627	1626	1567	1565	1563	1549	1544	1542	1529	1383	1236	1236	1236	1230	1223	1222	1221	1159	1129	1085	1074	947	858		
											8				1			8	5	1												
永正十六年卯十月晦日	(應永四年) 月廿五日	おうまい(應永)四年八月廿五日	天文八年二月廿九日	文和四年二月廿九日	明應二年四月十五日	明應元年十二月廿九日	正長二年八月十六日	曆應二年八月廿八日	曆應二年八月廿六日	天文十年七月五日	天文十年三月廿八日	天文八年六月十三日	長祿三年十月廿二日	寶徳四年五月十三日	寶徳四年五月九日	天文廿一年八月廿七日	長祿二年六月廿一日	延徳參年八月十二日	文明七年九月八日	文明三年十二月三日	文明三年五月十八日	寛正二年五月九日	寛正二年五月九日	「長祿元年」十一月三日	天文十年十月九日			永正二年十二月廿日	永正元年五月八日	永正元年四月廿三日	永正元年四月廿三日	
聞書	小督局(斯波滿種母)書	地寄進狀	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	高師直施行狀	足利尊氏下狀	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府管領山徳本(持越)下知狀	寄進狀	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書	室町幕府奉行入連署奉書		
								袖					奥																			白麻
	結封	なし	折封	なし	折封	折封	折封							なし	なし	折封	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	折封	折封	折封	折封	折封	なし	
																																本紙・封紙ともに上半大破

3159	3158	3157	3132	3130	3103	3101
長祿二年六月十九日	長祿二年六月十五日	長祿二年四月廿一日	應永卅四年六月廿六日	應永卅四年六月十五日	應永四年四月十五日	應永四年四月十一日
尾張守護代織田敏広施行状	尾張守護斯波義敏施行状	室町幕府管領(細川勝元)施行状	尾張守護代沙弥常松(織田)通行状	室町幕府管領(沙弥道端、島山満家)施行状	尾張守護代斎藤仲善施行状	尾張守護沙弥仲高(今川仲秋)書下状
白麻	白麻	白麻				
折封、折封	折封	折封	折封	折封	なし、奥に封紙ウハ書を写す、	なし、奥に封紙ウハ書を写す、

縦半外折と認められるものは九十一通で、正文が八十六通、案文が五通である。

(一) 正文の場合

正文で縦半外折が認められるものを分類してみると、

- 1 御教書、2 御判御教書(下文を含む)、3 室町幕府奉行人連署奉書、4 室町幕府管領施行状、5 守護遵行状、6 守護代打渡状、7 禁制、8 判物、9 公帖、10 雑訴決断所牒、11 書状など、となる。

1 御教書から9 公帖までは武家文書、10 は雑訴決断所文書である。その内容、員数をみると、1 御教書は足利直義と室町將軍家の発給文書で七通、2 御判御教書は足利尊氏、義詮、義満、義政の発給文書で十六通、3 室町幕府奉行人連署奉書は三十七通で、これら1・2・3 が六六%を占めている。

なかでも、3 室町幕府奉行人連署奉書は三分一強に及んでいる。また、2 御判御教書(下文を含む)は室町將軍発給の直状であり、その署判に注目してみると、足利尊氏は袖判、義詮は日下、義満は日下と奥上署判、義政は奥上署判であることが確認できる。さらに、3 室町幕府奉行人連署奉書は折紙ではなく、いずれも堅紙であることを指摘できる。

このように、縦半外折は武家文書のうち、室町幕府発給文書における書札

様文書において認められるといえる。以下、個別具体的に考察してみると、例えば、2 (足利尊氏下文、袖判、No 1626) ↓ 高師直施行状 (No 1627) は地頭職の宛行、2 (足利義政御判御教書、奥上署判、No 1236・1) ↓ 3 (室町幕府奉行人連署奉書、No 1236・5) は安堵、2 ↓ 4 (長祿二年四月廿一日附細川勝元施行状、No 3157) ↓ 5 (長祿二年六月十五日附尾張守護斯波義敏打渡状、No 3158) ↓ 6 (尾張守護代織田敏広打渡状、No 3159) は諸公事免除に関する内容で、書札様文書であることを確認できる。いずれも、その折り方が縦半外折であることから、下達文書は系統的に縦半外折が行われていた可能性があるといえよう。

つまり、2・4・5・6 というようにすべての文書が系統的に残存していなくとも、関連するどれか一通でも縦半外折であると判断されるならば、それ以外もまた縦半外折であったと仮定することができよう。

4 室町幕府管領施行状は二通のみで、島山満家 (No 3130) と細川勝元 (No 3157) の発給文書である。大徳寺文書中に三管領の斯波氏の発給文書がないものの、室町幕府管領発給の施行状は御教書を受けて、いずれも縦半外折であったと思われる。

なお、上杉家文書中では室町幕府発給文書はもちろんのこと、鎌倉府発給文書つまり鎌倉公方(大日本古文書「上杉家文書」No 84、85、87、704 など)および関東管領(大日本古文書「上杉家文書」No 67、649 など)の発給文書が多数伝来している。そのうち鎌倉公方や関東管領による書札様文書において、その折り方が縦半外折であることを確かめられる。鎌倉府発給文書は室町幕府発給文書と同一の料紙が使われているものの、質的にはやや劣る文書料紙であることを指摘できる。これらの点を含めて、鎌倉府発給文書に関して体系的に明らかにしていく必要がある。

7 禁制の発給者は室町幕府 (No 1944)、細川持春 (No 1222)、細川晴元 (No 252) で、8 判物は細川持春 (No 1221、1223) と細川勝

元（No.1383）を確認できる。縦半外折の禁制と判物とをともに採用しているのは、細川家の発給文書のみであるということになる。細川家のみで禁制と判物とに縦半外折の折り方がとられている点は注目されるものの、残存遺例が少ないことから、その理由は今のところ不詳というほかないのが実状である。

10の雑訴決断所牒には、①建武二年八月廿八日附雑訴決断所牒（充所「紀伊国衙」、No.479）、②建武二年八月廿八日附雑訴決断所牒（充所「紀伊国守護所」、No.480）、③建武二年九月廿九日附雑訴決断所牒（充所「信濃国守護所」、No.481）の三通が確認できる。これらの充所は、国衙と守護所と区々であることが認められる。したがって、充所の違いによって縦半外折という折り方が選択されたわけではないということになる。

このように、大徳寺文書に現存する雑訴決断所牒は、充所に関わりなくいずれも縦半外折であることを確認できる。とするならば、雑訴決断所牒の折り方は縦半外折が基本であるということになるか。上杉家文書中の雑訴決断所牒でも、同じ折り方であることを確認することができる。

次に、分類した各々の折り方の具体相を以下に示すと、

1 御教書・2 御判御教書の折り方は、縦に半分に折られているものの、その後の手順では規則正しく折り畳むのではなく、あくまでも巻き畳んでいる状態である。この巻き畳んだ状態はおそらく用いられている文書料紙とも深く関連していると考えられる。

つまり、御教書の料紙に用いられているのが檀紙あるいは御教書杉原紙であり、その厚さと硬さとに関係して、折り畳むことをせずに、結果的に巻き畳むことになったと想像される。それとともに、武家の公文書は折り畳むことを基本的にしなかったことによるといえよう。

3 室町幕府奉行人連署奉書は堅紙で、縦半そして外折とも規則正しく折り畳まれている。外折の折り数はいずれも七折りである。料紙には「白麻紙」

が用いられている。この「白麻紙」の白さは、漉き返しによる抄紙で、不純物が除かれた結果であり、また均一で柔らかく詰まった質感は米粉が填料として加えられているからであると推定される。その質感が麻紙の質感に似ていることと料紙の色合いとから「白麻紙」の呼称が生まれたのであろう。

なお、「白麻紙」とは、白さと均一性と柔らかさとを特徴とする上質の文書料紙であると考えることができ、中世の文書や記録中に散見する「吉杉原紙」あるいは「上品杉原紙」を指していると推測しておきたい。

4 管領施行状、5 守護遵行状、6 守護代打渡状は、縦半そして外折とも規則正しく折り畳まれている。折り数は3室町幕府奉行人連署奉書と同じく七折りである。料紙にはいずれも杉原紙が用いられている。ところが、杉原紙の大きさ、厚薄、品質などに注目してみると、4↓5↓6の順でその大きさは小さくなる傾向にあり、また厚薄の差があるとともにその品質も低下してくるよう認められる。とくに、守護代などの用いている杉原紙になると、確実に小さくて薄い杉原紙であると判断されるので、その特徴からみて「薄杉原」と呼ばれる料紙が用いられていたと考えられる。

7 禁制、8 判物は、縦半そして外折とも規則正しく折り畳まれている。料紙には杉原紙あるいは鳥の子紙が用いられている。

9 公帖は、日下署判の御判御教書と同じく書札様文書であり、縦に半分に折った後で巻き畳んでいる。料紙の強杉原紙が硬く規則正しく折り畳むことができないうこと、將軍の直判をもって発給される公文書であることから、折り畳むことをしなかったといえよう。

10 雑訴決断所牒は、縦半そして外折とも規則正しく折り畳まれている。料紙には檀紙が用いられている。公式様文書であることが反映した結果であるか。

## （二）案文の場合

案文においても、教例ではあるものの、縦半外折が確認できる。

一つは、永正七年十二月卅日附室町幕府奉行人連署奉書案（No. 773、No. 772の案文）や永正八年六月卅日室町幕府奉行人連署奉書案（No. 786、No. 785の案文）のように、正文の写がある。料紙には縦紙が用いられており、文書内容はもちろんのこと、折り方、折り数までも忠実に写している。

もう一つは、応永四年四月十一日尾張守護沙弥仲高書下伏案（No. 3101、No. 3100の案文）や応永四年四月十五日尾張守護代齋藤仲善遵行伏案（No. 3103、No. 3102の案文）のように、同一紙面上に本紙と懸紙との内容を表現するための方法としての縦半外折がある。これらはいずれも縦紙の正文の写であるものの、正文それ自体の折り方は縦半外折ではない。

つまり、この場合は正文の折り方などを同じように行っているのではなく、奥端に懸紙ウハ書を記していることから、縦半外折という形態をとっているものといえる。奥端に懸紙ウハ書を記すことで、本紙と懸紙、それぞれがもつ文字情報を同一紙面上に表現することができるといえよう。これら案文にみられる縦半外折という折り方は、文書整理や管理において有用性の高い手段や方法として利用されたものであると考えられる。

#### 四、縦半外折の封式

封式に関して、上島氏は(1)料紙の使い方（礼紙の有無）、(2)料紙の折り方、(3)本紙（礼紙）の封の仕方、(4)封紙の封の仕方という四点から明らかにしていく必要性を提示し、強調している。

この指摘を受けて、縦半外折の封式について注目してみると、まず(1)礼紙の有無では、1御教書から10雑訴決断所牒まで、いずれも礼紙は確認できない。(2)折り方はすでに考察してきた通りである。(3)本紙の封の仕方は、1御教書から10雑訴決断所牒までは封をしないことが認められる。

そこで、縦半外折における(4)懸紙の封の仕方を具体的に検討する前に、巻数の場合ではあるもの、料紙、封式などについて記してある文明十八年へ一

四八六）書写になる「巻数用意集」（仁和寺御経蔵聖教 第百廿六函四号）を紹介してみよう。

#### 一、巻数書様

口端三寸上一寸五分置可書也、但可依料紙歟、強杉原定也、（以下略）

一、料紙事、内裏仙洞將軍家等可用強杉原也、管領已

下可用御教書杉原也、但略儀者公私共可用

御教書杉原也、

一、認様 紙二枚重可書之、礼紙无也、

書一枚、又礼紙可卷、次可有立紙、拈之事

如書状、次紙縫両端七分計縫殘、以此紙縫卷

数上下拈目一結也、（以下略）

一、箱寸法事、更無定分也、只長紙三四分計長

スル也、上下拈目折伏入也、仍紙長三四分長ケレハ

吉程也、似令強杉原紙長一尺一二寸計有ルヘキ歟、箱長

一尺二寸五分計可然歟、（以下略）

此一帖不可及他見、可秘々々、云々、

文明十八年（丙午）正月十日書写之 任遍在判

これによれば、①巻数に用いる料紙は原則として内裏・仙洞・將軍らが強杉原紙、管領以下の守護らが御教書杉原紙であること、②封式は書状と同じように「立紙」を拈り、紙縫にて上下を結ぶこと、③強杉原紙の縦寸法は一尺一、二寸であること、などが窺い知られる。このように、巻数の封式に注目すると、使用される料紙の区別つまり強杉原紙と御教書杉原紙との区別の関係なく、どちらも捻封によることが確認できることを指摘しておきたい。

ところで、縦半外折の文書のうち懸紙が残存しているのは、3室町幕府奉行人連署奉書が二五通、4室町幕府管領施行状が二通、5守護遵行状が二通、

6 守護代打渡状が二通、7 禁制が一通、9 公帖が一通、11 書状が一通である。残存数が少ないものの、(4) 懸紙の封の仕方は、3 室町幕府奉行人連署奉書から7 禁制までがいずれも折封であることを確認できる。これらの文書料紙は多様であるものの、「白麻紙」や「薄杉原」などであったことから、料紙の厚さなどに左右されることなく、折封にすることが極めて簡易であるといえるが、それとともに3 室町幕府奉行人連署奉書は正式の懸紙奉書であることからも、書札礼上において折封にせざるを得ない関係のものが多くのも事実である。

3 室町幕府奉行人連署奉書などの懸紙は、基本的には本紙と同質の料紙で、懸紙を縦使いにしている。懸紙の折り方は、まず懸紙裏側の奥端に縦半外折された本紙を置き、次に順次右端へと折り畳む。その折り数は六折りで、折り終えた後は本紙の縦寸法に合わせて余分の天地を裏側に折り返す。こうして封式の整った懸紙の上にウハ書を書くことになる。この懸紙の方法は書状の場合とまったく同じである。

9 公帖は折封である。懸紙の品質形状は、3 室町幕府奉行人連署奉書から7 禁制までと同じく、本紙と同質の料紙で、縦使いするものの、その折り方は上島氏が仮に名付けた「豎ノ中折封」と一致する。つまり、懸紙をまず二つ折りにし、折り目を左にする。この二つ折りをさらに略三等分し、等分された真ん中に本紙を置く。三等分した左側、右側の順に本紙を包むように折り畳み、余分の天地を裏側へ折り返す。ウハ書は等分された右側の表に書くことになる。

11 書状などでは、小督局書状 (No. 2715) が唯一結封である。結封それ自体は書状の封式の種類であり、特別のものではない。

なお、1 御教書・2 御判御教書には現在懸紙が残っていないものの、前述の「巻教用意集」や上杉家文書を参考にすれば、おそらく②と同一の方法および形態であったと想像される。料紙に檀紙あるいは御教書杉原紙が用

いられており、折り畳むことにはむかない料紙の特性から首肯できよう。また、時の権力者による発給文書であることから、書札礼上において薄札の捻封が相応しいといえようか。

とくに、2 御判御教書に関しては日下署判と袖判・奥上署判との違いによる封式の相違についても検討すべきではあるものの、懸紙が残存していないことから、今のところ不明としておきたい。

このように、縦半外折の封式は文書料紙の厚薄に影響されることを認められる一面もあるものの、基本的には書札礼に規定されていたことを確認することができよう。すなわち、縦半外折は書札礼に則した文書の折り方であり、武家文書における特殊な折り方であるとまではいえないのではないだろうか。

#### 五、元弘三年八月六日附後醍醐天皇綸旨の折り方

大徳寺文書中にある下総国遠山形御厨に関する元弘三年八月六日附後醍醐天皇綸旨の折り方について、かつて荻野三七彦氏が縦半外折の事例として指摘されたことに対して、上島氏は原本による確認をしていないものの、「大日本古文書 家わけ第十七 大徳寺文書」所収の写真版からその折り方を判断すると、縦半外折ではなく、懸折紙であろうと推定された。

この懸折紙とは、料紙を豎に半分に分けてから文字を書く料紙の使い方である。まみられ、仮名のものにみられることを指摘する。そして、縦半外折と懸折紙との違いは、文字を折る前に書くのか、それとも折ってから書くのかにあり、そのため折ってから書く懸折紙では折り目に文字のかかることがありえず、他方文字を折る前に書く縦半外折の場合には折り目に文字がかかることもありえるとする見解を示されている。

そこで、原本調査に直接関わる機会を得ることができたので、元弘三年八月六日附後醍醐天皇綸旨の折り方に言及しておきたい。

この綸旨は一見すると、文字面を表とした場合に裏面に簀目が顕著で、し

かも刷毛目もすっかり確認できる特徴をもっていることが知られる。折り目はほぼ中央に認められ、折り目は文字にかかっていないことから、堅折紙、縦半外折どちらもその可能性があることになる。

ところが、中央の折り目は確かに山折りのようにみえるものの、その箇所が糸目と一致し、薄くなっている糸目が影響して、本来谷折りであったものが部分的に山折りにみえているだけである。また、墨継ぎにより、「下総国」と「永代」の箇所は墨にじみが裏面にまで通っているのも、もし堅折紙であるとするならば裏面に墨にじみが移っているはずであるがその痕跡は認められない。さらに、折り方はまず月日・差出と宛所との行間を内折りし、その後折り目の左奥から順次右端へ十一折りし、畳み込む形状であることを確認できる。したがって、中央の折り目は認められるものの、その折り目は山折りではなく谷折りであり、また奥から折り畳む折り方であることから、堅折紙でも、縦半外折でもない判断することができる。

#### おわりに

文書発給時において、文書料紙をどのように折り畳むのか、またその折り畳まれた文書に対してどのような封をおこなうのか、という点に関して縦半外折という形態に注目しながら基礎的な検討を行ってきた。

はじめにも述べたように、古文書の形態論を考察するためには、文書の原本調査が不可欠であり、発給当時のうぶなままの文書調査によって得られた結果としては、縦半外折という具体的な折り方や封式に関する基礎的な情報がある程度まで体系的に提供できたのではないかと思っている。

しかし、御判御教書に関しては、佐藤進一氏が『古文書学入門』においてその形式上の違いから五種類あることを提示されているものの、その相違に基づき縦半外折についての具体的な検討は不十分であり、後日を期したい。

また、この縦半外折という文書形態が、室町幕府以前の鎌倉幕府の発給文

書あるいはそれ以後の織豊政権、江戸幕府の発給文書においても確認できる形態であるのか、それとも室町幕府あるいは鎌倉府における独自の文書形態であったのか、比較検討を行う問題が残されている。

藤井讓治氏は徳川將軍発給の領知朱印状の様式について、室町將軍御判御教書との関連で検討を加えている（「徳川將軍領知朱印状の古文書学的位置」『古文書研究』59）。藤井氏によると、室町將軍御判御教書と徳川將軍発給の領知朱印状との継承性は認められず、むしろ文書料紙、折り方、書止め文言、位署名、殿文字などからみて秀吉朱印状を継承しているとすべきであるとし、否定的な見解を示している。

このように新しい政権は、前政権が用いた文書料紙とは原則的に別の文書料紙を使うことが認められると思われる。それは新政権としての独自性と正当性を文書料紙を通して具現化、具象化するためにも必要なことであり、文書料紙そのものは継承すべき要素よりも創出した要素に重きをおいて比較検討していくべきものであると考える。

#### 附論 文書料紙にみえる藍染繊維について

文書料紙を仔細に観察すると、藍染めの繊維が認められる。何故に、文書料紙中に藍染繊維が確認できるのか、その理由や目的について少しく考察してみたい。

そこで、はじめに文書料紙中にみえる藍染繊維の特徴と藍染繊維の認められる文書の特徴とを明らかにしておく。

- 1、藍染繊維には、肉眼で確認できるものと、顕微鏡によって確認できるものがある。
- 2、文書料紙中にみえる藍染繊維は極めて微量である。
- 3、文書料紙の紙質としては、楮紙、斐紙ともに確認できる。
- 4、文書の発給者に注目してみると、室町幕府発給文書とりわけ室町將軍



の御内書に顕著である。

という四点を指摘できる。

ところで、古代から白い物が稀少であり、白いことが価値の高かった平安時代にあつて「みちのくに紙」がその白さと清らかさとたおやかさによって公家社会において愛用されたことは周知のことである。

確かに、みちのくに紙のように自然の晒しによる紙の白さは、水の溶解力と空気中の酸素によつて不純物を溶出して、着色物を漂白する作用によつて生み出された色味であるものの、晒された料紙は完全に純白とはいえず、いくらか黄味の余色が残っていると見えよう。この黄味が残る料紙にわずかな補色剤を加えることで、余色の黄味を吸収して、視覚的に一段と白くみせる方法がある。その方法が「青味づけ」である。

青味づけは、紙を晒すこととはまったく次元や考え方そのものが異なり、紙の色をもっと白くみせるための人工的な方法であるといえる。その青味づけに用いられているのが、赤紫色や青緑系の着色剤であるといわれている。この赤紫色や青緑系に染料によつて染められた繊維が、おそらく文書料紙にみえる藍染繊維であろう。

このように、文書料紙中にみえる藍染繊維は、素地の晒しによる自然の白さに対する別の白さ、つまり人工的な白さの追求であることを意味しているのではなからうか。換言するならば、藍染繊維を含んでいる文書料紙は、人工的かつ極限的な白さを誇るために薄い青味づけによる視覚的な白さを実現したものに他ならないといえるのではないだろうか。

こうした料紙の色合いに関する専門性を考えると、色紙とりわけ白の色紙の抄紙と深い関わりのある集団の存在、つまり紙屋院における抄紙技術に注目することが求められると同時に、中世における紙屋院の実態について明らかにしていくことが不可欠になっていくと思われる。

また、『麒麟抄』によれば、檀紙に書く時の書法としては墨を薄く摺り、

筆を浮かせて緩やかにとり、静かに書くのがよいとされる。薄い墨色でも墨痕の発色のよいものにもみせるためにも、藍染繊維を混入することで墨の発色効果に少なからずの影響を与えたものと想像される。

以上のように、文書料紙そのものの調査・研究とともに、料紙上に表現される白と黒の世界つまり色彩上での問題や文字それ自体を表現する墨に関する基礎的な研究・分析も無視することのできない状況にあるといえよう。